

千葉県内の企業・事業者が取り組んできた

# 「働き方改革」の

## 好事例集

を作成しました！

10社掲載



# 働き方 改 2018 年度 革 好事例集



千葉県マスコットキャラクター  
チーパくん

千葉県

県事業や  
国の助成金などの  
役立つ情報も掲載

人材の定着・確保や  
業務効率化に向けての  
ヒントが欲しい方へ

「働き方改革」って何？  
という方々も  
是非ご覧ください！

今こそ働き方改革に  
取り組む時です！

好事例集はこちらからダウンロードできます。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koyou/worklifebalance/hatarakikata/koujireishuu.html>

(QRコード)



(問合せ先) 千葉県商工労働部雇用労働課

TEL:043-223-2743

FAX:043-221-1180

事業主の皆さまへ

# 「働き方」が変わります！！

～2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行～

## ①年次有給休暇の確実な取得が必要です！

【施行】2019年4月1日～

使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

☞時季指定に当たっては、労働者の意見を聴取し、労働者ごとに管理簿を作成しましょう。

## ②時間外労働の上限規制が導入されます！

【施行】2019年4月1日～

※中小企業・2020年4月1日～

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

☞時間外労働・休日労働をさせるためには、36協定の締結が必要です。

## ③正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます！

【施行】2020年4月1日～

※中小企業・2021年4月1日～

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

☞労働者の雇用形態、待遇の状況を確認しましょう。

働き方改革関連法に関するご相談は・・・

千葉働き方改革推進支援センター（TEL:0120-17-4864）まで